

公 告

下記農地について、利用権を設定する裁定をしたので、農地法第 41 条第 3 項の規定に基づき
公告する。

令和 7 年10月29日
愛知県知事 大 村 秀 章

記

1 農地の所在等

所 在・地 番	地 目	面積(㎡)	所有者等の情報
豊橋市石巻萩平町字幸神 81	畑	2,165	原田 富久美
豊橋市石巻萩平町字幸神 86	畑	1,781	原田 富久美
豊橋市石巻萩平町字幸神 87	畑	1,213	原田 富久美
豊橋市石巻萩平町字幸神 140	畑	28	原田 富久美
豊橋市石巻萩平町字幸神 141-1	畑	403	原田 富久美
豊橋市石巻萩平町字幸神 141-2	畑	404	原田 富久美
豊橋市石巻萩平町字幸神 142-1	畑	176	原田 富久美
豊橋市石巻萩平町字幸神 142-2	畑	147	原田 富久美
豊橋市石巻萩平町字幸神 147	畑	483	原田 富久美
豊橋市石巻萩平町字中原 101	田	2,214	原田 富久美
豊橋市石巻萩平町字中原 102	田	280	原田 富久美
豊橋市石巻萩平町字松葉坂 5	畑	238	原田 富久美
豊橋市石巻萩平町字松葉坂 6	畑	307	原田 富久美
計 13 筆		9,839	

2 農地を利用する権利の始期等

始 期	内容	存続期間	借賃に相当する 補償金の額
令和 7 年 12 月 1 日	賃借権	10年	98,390 円(1,000 円/10a・年)

3 農地を利用する権利が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

(名 称) 公益財団法人 愛知県農業振興基金

(代表者氏名) 理事長 犬飼 峰宏

(所 在 地) 名古屋市中区錦三丁目 3 番 8 号

4 補償金の支払いの方法

農地を利用する権利の始期までに名古屋法務局豊橋支局に補償金を供託してください。

5 補償金の還付について

農地の所有者等は名古屋法務局豊橋支局において、補償金の還付を受けることができる。